

単品スライドに関する追加運用の改正について

1. 対象品目

対象品目については、平成 20 年 9 月 22 日から全品に拡大したところであるが、単品スライド条項の円滑な運用を図るため、各品目毎の対象資材を表 - 1 のとおり定め、表にない品目や資材については個別に判断するものとする。

表 - 1 各品目毎の対象資材一覧表

品目名	資材名
鋼材類	H型鋼、異形棒鋼、厚板、鋼矢板、鋼管杭、鉄鋼 2 次製品、ガードレール、鑄鉄管、スクラップ等
燃料油	ガソリン、軽油、混合油、重油、灯油
アスファルト類	アスファルト混合物、アスファルト乳剤、ストレートアスファルト、改質アスファルト等
コンクリート類	生コンクリート、セメント等
コンクリート製品類	積みブロック、ヒューム管、側溝、L型擁壁、ボックスカルバート等
骨材類	砕石、割栗石、砂、再生砕石等
木材類	型枠、木工沈床、木柵等
石油化学製品類	塩化ビニル製品、ポリエチレン製品、ゴム製品等

2. 資材価格下落の対応

価格の下落が見られる資材については、発注者から請負代金額の変更の請求を行うこととなっており、その対応については以下のとおり取り扱うものとする。

(1) 資材価格の下落に伴う減額スライドの対象となる品目

表 - 1 に示すスライド額の算定の対象とする品目等において、価格の下落が見られる資材のうち、品目毎の変動額（減額）が対象工事費の 1 % を超える品目を対象とする。

(2) 資材価格の下落に伴う減額スライドの請求対象工事

発注者は、資材価格の動向を注視し価格の下落が見られた場合には、「請負代金額の減額変更を請求する場合における工事請負契約書第 26 条第 5 項の運用について（平成 21 年 2 月 17 日付け技管第 329 号）」（以下「減額運用」という。）により減額スライドを請求するものとする。

価格変動前の金額（M 当初）と価格変動後の金額（M 変更）を求め、変動額（M 変更 - M 当初）が額が対象工事費の 1 % を超える場合に請求するものとする。

なお、具体的な計算は 4. スライド額の計算例 1, 2 による。

県設定単価や物価資料に掲載されている資材は、その価格を基に変動額を求め、特別調査や見積りによる資材については、類似品目資材の価格下落に注目し、その下落率を乗じた価格又は見積先や調査機関への問い合わせ等により求めた価格により変動額を求めるものとする。

3. 実勢価格の算定

変動前の価格を算出するための単価は設計時点における単価とし、価格変動後の価格

の算定に用いる実勢単価は、次に定めるとおりとする。

鋼材類及びその他対象材料（燃料油を除く。）

施工計画書に定められている計画工程表等の甲が有する情報に基づき判断した搬入月の実勢価格（対象材料を複数の月に現場へ搬入した場合にあっては、各搬入月の実勢価格を平均した価格）とする。

燃料油

工期の始期が属する月の翌月から工期末が属する月の前々月までの各月における実勢価格の平均価格とする。

なお、施工計画書に定められている計画工程表等の甲が有する情報に基づき判断できる場合は、購入月の実勢価格（対象材料を複数の月に購入した場合にあっては、各購入月の実勢価格を平均した価格）とする。

4. スライド額の算定方法

スライド額の算定にあたっては、それぞれの品目毎に、その品目に該当する各資材の当初の価格（発注者が設定した実勢価格に数量、落札率、消費税率を乗じた額）と変動後の価格（実際に当該品目を搬入・購入した月の実勢価格を平均した価格に数量、落札率、消費税率を乗じた額）との差額の合計額（変動額）から対象工事費の1%を除き算出する。（例1-1参照）

なお、乙から「減額運用」5.(1)による異議申し立てがあった場合で、これらの購入金額が発注者の実勢価格を基に算出した変動後の価格を上回る場合は実際の購入金額を用いてスライド額を算定とする。（例1-2参照）

【計算例1】

- ・鋼材類下落の場合
- ・（落札率95%、請負金額36,750,000円の場合）

【平均単価の算出】

品名	当初設計 単価	設計数量	搬入月 (上段：搬入月、下段：実勢単価)			平均単価
A	鋼 95,000円	110 t	H20.9	H20.11	H21.1	72,666円
			75,000円	73,000円	70,000円	
B	鋼 55,000円	75 t	H20.8	H20.10		31,500円
			33,000円	30,000円		

例1-1 乙から「減額運用」5.(1)による異議申し立てがない場合

価格変動前の金額：M当初

= 設計時点の実勢価格 × 対象数量 × 落札率 × (1 + 消費税率)

= (95,000 × 110 + 55,000 × 75) × 0.95 × 1.05 = 14,538,562円

価格変動後の金額：M変更

= 搬入月の実勢価格（搬入月の平均） × 対象数量 × 落札率 × (1 + 消費税率)

$$= ((72,666 \times 110 + 31,500 \times 75) \times 0.95 \times 1.05 = 10,329,870 \text{ 円}$$

$$\text{変動額} = M \text{ 変更} - M \text{ 当初} = 10,329,870 \text{ 円} - 14,538,562 \text{ 円} = - 4,208,692 \text{ 円}$$

$$\text{スライド額} = \text{変動額} + \text{請負代金額} \times 1\% \text{ (変動額が負の場合は、請負代金額} \times 1\% \text{ を加えること。)}$$

$$= - 4,208,692 \text{ 円} + 36,750,000 \times 0.01 = - 3,841,192 \text{ 円}$$

例 1 - 2 乙から「減額運用」5.(1)による異議申し立てがあり、証明書類によって M 変更にて購入金額により減額スライド額を算定する場合

価格変動前の金額：M 当初

$$= \text{設計時点の実勢価格} \times \text{対象数量} \times \text{落札率} \times (1 + \text{消費税率})$$

$$= (95,000 \times 110 + 55,000 \times 75) \times 0.95 \times 1.05 = 14,538,562 \text{ 円}$$

価格変動後の金額：M 変更

$$= \text{搬入月の実勢価格 (搬入月の平均)} \times \text{対象数量} \times \text{落札率} \times (1 + \text{消費税率})$$

$$= ((72,666 \times 110 + 31,500 \times 75) \times 0.95 \times 1.05 = 10,329,870 \text{ 円}$$

実購入額 (納品書、領収書等で確認する。)

品名 A 納品数量 115t、領収証金額 8,510,000 円 (税抜き) 74,000 円/t (税抜き)

品名 B 納品数量 78t、領収証金額 2,535,000 円 (税抜き) 32,500 円/t (税抜き)

$$= ((74,000 \times 110 + 32,500 \times 75) \times 1.05 = 11,106,375 \text{ 円} > 10,329,870 \text{ 円}$$

(この場合は、価格変動後の金額は乙の実購入額 11,106,375 円を採用する。)

$$\text{変動額} = M \text{ 変更} - M \text{ 当初} = 11,106,375 \text{ 円} - 14,538,562 \text{ 円} = - 3,432,187 \text{ 円}$$

$$\text{減額スライド額} = \text{変動額} + \text{請負代金額} \times 1\% \text{ (変動額が負の場合は、請負代金額} \times 1\% \text{ を加えること。)}$$

$$= - 3,432,187 \text{ 円} + 36,750,000 \times 0.01 = - 3,064,687 \text{ 円}$$

【計算例 2】

- ・燃料油の場合
- ・(落札率 95%、請負金額 56,700,000 円の場合)
- ・工期：平成 20 年 11 月 1 日 ~ 平成 21 年 3 月 25 日

表 2 - 1 【平均単価の算出・翌月から工期末が属する月の前々月までの平均】

品名	当初設計 単価	設計数量 単位：リットル	搬入月			平均単価
			(上段：購入月、下段：実勢単価)			
軽油	152 円	57,000	H20.12	H21.1		128 円
			139 円	118 円		

表 2 - 2 【平均単価の算出・購入月の判断できる場合の例】

品名	当初設計 単価	設計数量 単位：リットル	搬入月			平均単価
			(上段：購入月、下段：実勢単価)			
軽油	152 円	57,000	H20.12	H21.1	H21.2	120 円
			139 円	118 円	104 円	

例 2 - 1 燃料油の計算(表 2 - 1 により平均単価を算出した場合)

価格変動前の金額：M 当初

$$= \text{設計時点の実勢価格} \times \text{対象数量} \times \text{落札率} \times (1 + \text{消費税率})$$

$$= (152 \times 57,000) \times 0.95 \times 1.05 = 8,642,340 \text{ 円}$$

価格変動後の金額：M 変更

$$= \text{購入月の実勢価格(購入月の平均)} \times \text{対象数量} \times \text{落札率} \times (1 + \text{消費税率})$$

$$= ((128 \times 57,000) \times 0.95 \times 1.05 = 7,277,760 \text{ 円}$$

$$\text{変動額} = \text{M 変更} - \text{M 当初} = 7,277,760 \text{ 円} - 8,642,340 \text{ 円} = - 1,364,580 \text{ 円}$$

$$\text{減額スライド額} = \text{変動額} + \text{請負代金額} \times 1\% \text{ (変動額が負の場合は、請負代金額} \\ \times 1\% \text{を加えること。)}$$

$$= - 1,364,580 \text{ 円} + 56,700,000 \times 0.01 = - 797,580 \text{ 円}$$

例 2 - 1 燃料油の計算(表 2 - 2 により平均単価を算出した場合)

価格変動前の金額：M 当初

$$= \text{設計時点の実勢価格} \times \text{対象数量} \times \text{落札率} \times (1 + \text{消費税率})$$

$$= (152 \times 57,000) \times 0.95 \times 1.05 = 8,642,340 \text{ 円}$$

価格変動後の金額：M 変更

$$= \text{購入月の実勢価格(購入月の平均)} \times \text{対象数量} \times \text{落札率} \times (1 + \text{消費税率})$$

$$= ((120 \times 57,000) \times 0.95 \times 1.05 = 6,822,900 \text{ 円}$$

$$\text{変動額} = \text{M 変更} - \text{M 当初} = 6,822,900 \text{ 円} - 8,642,340 \text{ 円} = - 1,819,440 \text{ 円}$$

$$\text{減額スライド額} = \text{変動額} + \text{請負代金額} \times 1\% \text{ (変動額が負の場合は、請負代金額} \\ \times 1\% \text{を加えること。)}$$

$$= - 1,819,440 \text{ 円} + 56,700,000 \times 0.01 = - 1,252,440 \text{ 円}$$

5 . 受注者への確認事項

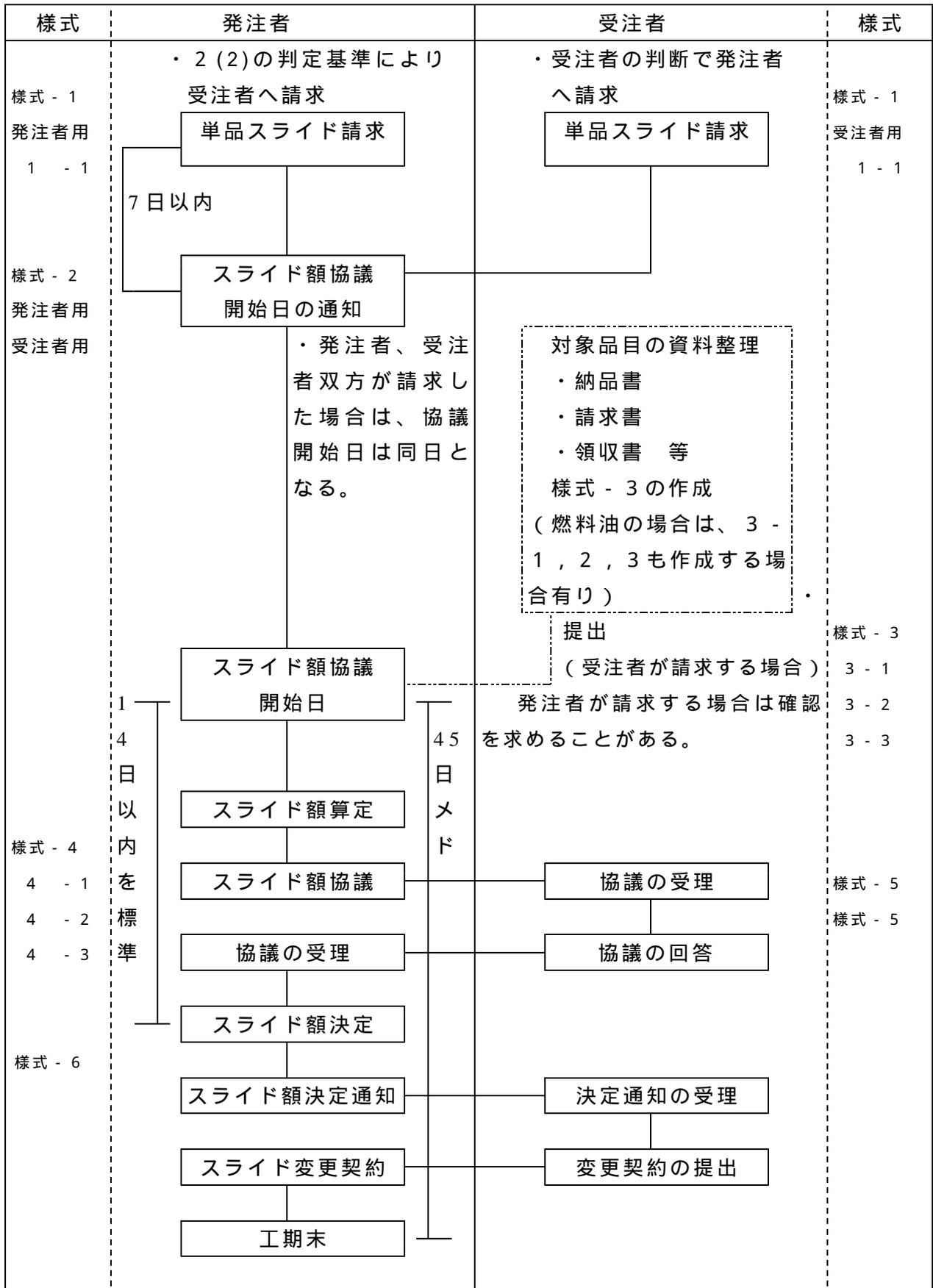
受注者から「減額運用」5 . (1)による異議申し立てがあった場合の受注者への確認事項については、その製品の納品書、領収書などの購入金額及び購入数量等がわかるものとする。

6 . その他

(1) 本「追加運用の改正」の適用については、平成 21 年 2 月 17 日以降にスライド額を確定させるものに適用する。

(2) 工期の末日がこの通知の施行日以降で平成 21 年 3 月 31 日以前である工事については、工期満了前であれば、平成 21 年 2 月 27 日まで減額請求ができるものとする。

単品（減額）スライドに伴う実施フロー及び様式



(様式 - 1)

発注者請求用

平成 年 月 日

請負者 所在地
商号又は名称
代表者名 様

発注者
土木事務所長

主要な工事材料価格の変動による請負代金額の変更に伴う工事請負契約書
第26条第5項の適用について

平成 年 月 日付けをもって請負契約を締結した下記の工事について、工事材
料価格の変動に伴い請負代金額の変更をお願いしたく工事請負契約書第26条第5項の規定
に基づき請求いたします。

記

- 1 . 工事名 工事
- 2 . 箇所名
- 3 . 工期 平成 年 月 日から
平成 年 月 日まで
- 4 . 請負代金額 ¥ 円
- 5 . 単品スライド請求主要資材名 (別紙様式 1 - 1 を添付すること)

平成 年 月 日
第 号

請負者 所在地
商号又は名称
代表者名 様

土木事務所長

主要な工事材料価格の変動による請負代金額の変更請求に伴う工事請負
契約書第26条第8項に基づく協議開始の日について（通知）

平成 年 月 日付けで請求した工事について、協議開始の日を下記のとおりと
しましたので通知します。

なお、単品スライドを請求した品目について、証明書類の確認を求めるともあります
のでご承知願います。

記

1．請求した工事

- (1) 工事名
- (2) 箇所名
- (3) 工期
- (4) 請負代金額
- (5) 単品スライド請求品目

2．協議開始の日 平成 年 月 日

発注者の請求日から7日以降に工期の延期を想定している場合は、「工期末の4
5日前」と記載する。

3．証明書類の内容

実際に購入した対象材料の価格（数量及び単価）、購入先、搬入・購入の時期を証明
する書類（領収書、請求書、納品書等）。

(様式 - 4 - 2)

減 額 ス ラ イ ド 調 書

工 事 名	
請 負 代 金 額 (消 費 税 相 当 額 含 む)	
設 計 書 金 額 (消 費 税 相 当 額 含 む)	
工 期	自) 平 成 年 月 日 至) 平 成 年 月 日
減 額 ス ラ イ ド 金 額 (S)	
う ち 取 引 に 係 る 消 費 税 及 び 地 方 消 費 税 の 額	

工事に係る物価の変動に基づく減額スライド額計算書

請負代金額 (消費税額含む)	
設計書金額 (消費税相当額含む)	
既済部分出来高金額 (消費税相当額含む)	
スライド対象請負金額 (-) (消費税相当額含む)	
品目 (M変更 - M当初) (消費税含む・落札率考慮)	
品目 (M変更 - M当初)) (消費税含む・落札率考慮)	

1) 減額スライド額 (S)

$$S = \{ (M\text{変更} - M\text{当初}) + (M\text{変更} - M\text{当初}) + P \times 1/100 \}$$

$$= \quad + \quad + \quad \times 1 / 100 =$$

・品目

$$M\text{当初} = \{ p_1 \times D_1 + p_2 \times D_2 + \dots + p_m \times D_m \} \times k \times 105 / 100$$

・品目

$$M\text{変更} = \{ p'_1 \times D_1 + p'_2 \times D_2 + \dots + p'_m \times D_m \} \times k \times 105 / 100$$

- | |
|---|
| <p>M変更 : 価格変動後の鋼材類又は燃料油等の金額</p> <p>M当初 : 価格変動前の鋼材類又は燃料油等の金額</p> <p>p : 設計時点における各対象材料の単価</p> <p>p' : 価格変動後における各対象材料の単価</p> <p>D : 各対象材料について算定した対象数量</p> <p>k : 落札率</p> |
|---|

2) 減額スライド金額 (S') = 減額スライド額 S × 100/105 =
(万円未満切り捨て)

3) 消費税相当額 = 減額スライド額 (S) × 0.05 =

4) 減額スライド額 (S) = 減額スライド額 (S') + 消費税相当額

(様式 - 5)

平成 年 月 日

土木事務所長 様

請負者 所在地
商号又は名称
代表者名

主要な工事材料価格の変動による請負代金額の変更請求に伴う工事
請負契約書第26条第7項に基づく協議について (回答)

平成 年 月 日付けで協議のあった下記工事の減額スライド変更金額については、異存ありません。

記

- 1 . 工事名
- 2 . 箇所名
- 3 . 工期
- 4 . 請負代金額

(様式 - 5 異議申し立てをする場合)

平成 年 月 日

土木事務所長 様

請負者 所在地
商号又は名称
代表者名

主要な工事材料価格の変動による請負代金額の変更請求に伴う工事
請負契約書第26条第7項に基づく協議について (回答)

平成 年 月 日付けで協議のあった下記工事の減額スライド変更金額については、購入金額を証明する書類を提出しますので再計算願います。

記

- 1 . 工事名
- 2 . 箇所名
- 3 . 工期
- 4 . 請負代金額
- 5 . 減額スライド変更金額
- 6 . 提出資料
 - (1)品目 (納品書 枚、領収書 枚、等)
 - (2)品目 (納品書 枚、領収書 枚、等)
 - (3)品目 (納品書 枚、領収書 枚、等)

